

地方創生推進交付金等について

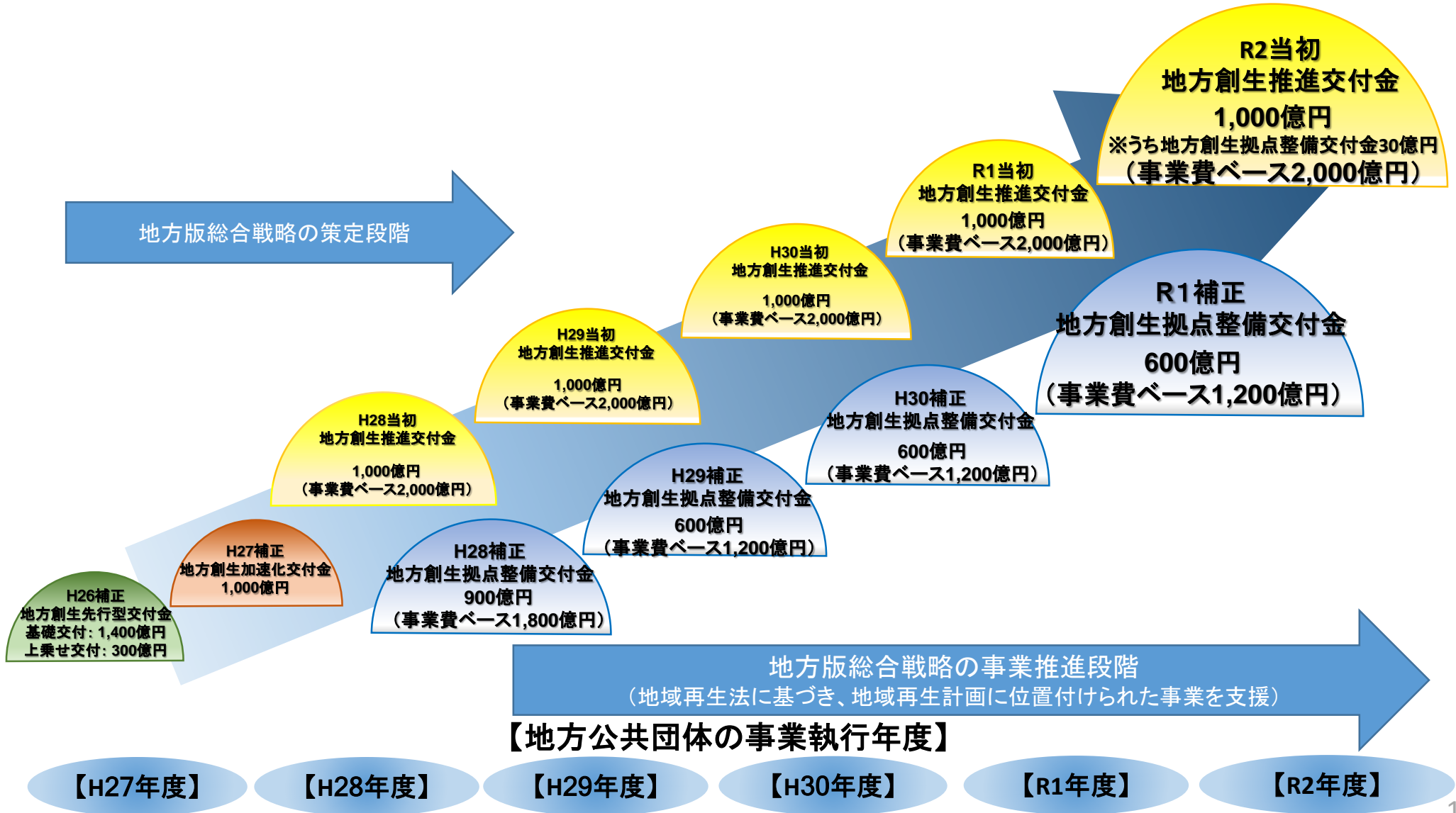
2020年7月21日

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

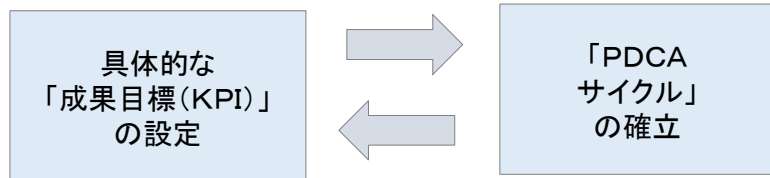
令和2年度予算額 1,000億円

（令和元年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

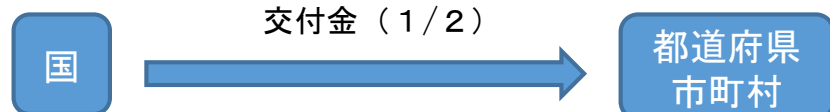
- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和2年度からの主な運用改善

- ①Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプの新設（交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外）
- ②複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）
- ③移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）

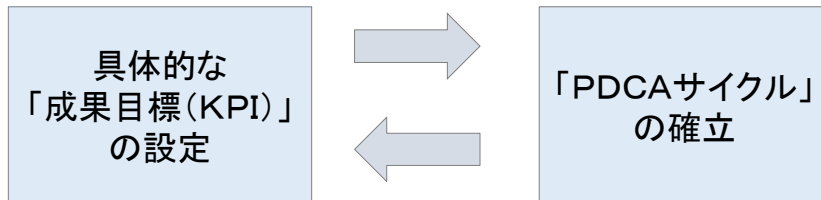
地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和元年度補正予算額 600億円（事業費ベース 1,200億円）

事業概要・目的

○未来に向かってチャレンジする地方の拠点を整備するという喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援します。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与します。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

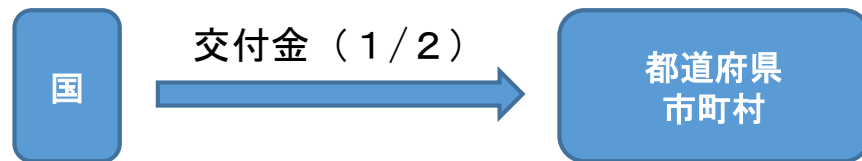
【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

【要件緩和】

○地方創生への高い効果（例：スポーツ・健康まちづくり分野における大規模大会の誘致）が期待される等一定の要件を満たす事業について、設備整備・用地造成を中心とするものについても対象化。

資金の流れ



期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげます。

令和2年度からの運用改善について

令和2年度の地方創生関係交付金の運用改善のポイント

	運用改善項目	概要
当初予算	<u>Society5.0タイプの新設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業を支援 ・ 全国的なモデルケースとなり得る事業（別途、有識者審査を実施。）については、以下のとおり取り扱う <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業期間：最大5年間 ➢ 交付上限額：3億円（単年度・国費ベース） ➢ 申請上限件数：枠外 ➢ 先導性評価：国・地方協働のPDCAサイクルが確立されていることも含めて自立性を評価
	<u>拠点整備交付金の一部当初予算化（30億円）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生に高い効果が見込まれる一定の要件を満たすものについて、最長5年間の施設整備事業を可能とする ・ 事業全体の上限目安や対象経費は補正予算の運用と同様
	<u>企業版ふるさと納税等の民間資金確保に関するインセンティブ拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の企業版ふるさと納税を充当する事業を申請上限件数の枠外化 ・ 地元企業からの寄付も地方負担に充当してよいことを明確化
	地方拠点強化税制との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の要件を満たした場合に、適用企業のオフィス賃料等を支援する事業を可能とする
	移住支援金の要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近連続5年以上の23区在住要件の緩和 ・ 勤務地限定社員（本社東京圏）の対象化等
	プロフェッショナル人材拠点の体制の強化・倍増に係る上乘せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率1/2の例外として、プロフェッショナル人材拠点の強化に必要な経費を支援（当面2年間に限り定額補助（10/10））
補正予算	<u>拠点整備交付金の一部対象拡大（設備整備・用地造成）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・健康まちづくり分野における大規模大会の誘致など、地方創生に高い効果の期待される一定の事業について、設備整備・用地造成を中心とする事業も対象化

地方創生拠点整備交付金の一部当初予算化

- 地方創生に資する効果的なハード整備を柔軟に支援できるよう、地方創生推進交付金（非公共）の一部を地方創生拠点整備交付金に振り替えて当初予算に30億円計上。
- 支援の詳細は、以下の通り。
 - ・ 交付上限額の目安（交付期間全体）：
 - 【都道府県】
1事業当たり国費15億円（事業費ベース30億円）
 - 【中枢中核都市】
1事業当たり国費10億円（事業費ベース20億円）
 - 【市区町村】
1事業当たり国費5億円（事業費ベース10億円）
 - ・ 申請事業上限数
： 1団体につき「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間（2020～2024年度）を通じて原則として1事業まで。
 - ・ 交付期間
： 原則として3年間（最長5年間）。
 - ・ 交付対象経費
： 補正予算と同様。
 - ・ 対象施設
： 以下をすべて満たすもの。
 - ① 地方公共団体の地方版総合戦略において、施設等の整備や利活用の方針が明確に位置づけられていること。
 - ② 公共施設等総合管理計画において、維持・管理・更新等に係る事項が位置づけられる施設整備等であること。
 - ③ 当該施設等の運営計画が公表されること。
 - ④ 住民参加による構想策定やPFIによる一括発注等、複数年度にわたる期間を要する手続きを経るものであること。
 - ・ 審査：
 - ① 先導性（自立性・官民協働・地域間連携・政策間連携）を審査。
 - ② 全件有識者審査を実施（継続申請時を含む）。
- 評価が高いものに限って、後年度負担・繰越額を踏まえ、予算の範囲内で、上位事業より採択。

地方創生関係交付金のこれまでの主な運用改善まとめ①

		2016年度		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第1回募集	第2回募集				
申請上限件数 (各年度・新規事業)	都道府県	最大5事業	最大7事業 (うち広域連携：1事業)	原則7事業以内 (うち広域連携：2事業)		原則 9事業 以内 (うち広域連携：3事業)	
	市区町村	最大3事業 (うち広域連携：1事業)	最大4事業 (うち広域連携：1事業)	原則4事業以内 (うち広域連携：1事業)		原則 5事業 以内 (うち広域連携：1事業) ※中枢中核都市は、 原則 7事業 以内 (うち広域連携：2事業)	
交付上限額 (各年度・国費) 【注1】	都道府県	先駆 2億円 横展 0.5億円		先駆 3億円 横展0.75億円	先駆 3億円 横展 1億円	先駆 3億円 横展 1億円	
	市区町村	先駆 1億円 横展0.25億円		先駆 2億円 横展 0.5億円	先駆 2億円 横展 0.7億円	先駆 2億円 横展 0.7億円 ※中枢中核都市は、 先駆 2.5億円 横展 0.85億円	
施設整備等の取扱い		年度事業費に占める施設整備等事業の割合：50%未満	総事業費に占める施設整備等事業の割合：50%未満	総事業費に占める施設整備等事業の割合：原則50%未満	総事業費に占める施設整備等事業の割合： 最大80%未満		左記に加え、 地方創生拠点整備交付金の一部を当初予算化【注2】

【注1】 「先駆」：先駆タイプ、「横展」：横展開タイプを指す。

【注2】 **地方創生拠点整備交付金では、地方創生に高い効果の期待される一定の事業について、設備整備・用地造成を中心とする事業も対象化**（令和元年度補正予算・令和2年度当初予算ともに同様の取扱い）。

地方創生関係交付金のこれまでの主な運用改善まとめ②

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
交付決定時期の早期化	第1回：8/30 第2回：12/22	第1回： 〔継続：4/1 新規・変更：5/31〕 第2回：11/7	第1回：4/1 第2回：8月下旬		第1回：4/1 第2回：8月下旬
地方負担分の取扱い	<p style="text-align: center;">地方財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ソフト事業：地方負担分の50%は普通交付税、残りの50%は事業費に応じて特別交付税の措置対象 ➢ 施設整備等事業：一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%・交付税措置率30%）等 		左記に加え、 企業版ふるさと納税の充当可	左記に加え、 事業者等からの一般的な寄付等の充当可	
企画立案支援 事務手続の簡素化	サテライトオフィス・地方説明会及び事前相談（随時）				
				ガイドライン・事例集の公表 (2018年4月以降毎年改定)	
				<ul style="list-style-type: none"> ▪ 先駆的事業の計画書の検索データベース構築（2020年4月運用開始） ▪ 地域再生計画の自動作成ツールの配布（2020年1月15日） 	

新型コロナウイルスの影響を踏まえた地方創生関係交付金の取扱い

- 今年度執行中の地方創生関係交付金事業について、新型コロナウイルスの影響も考慮し、①募集×切の弾力的運用、②実施計画の変更申請時期の柔軟化といった措置を講じている。
- このうち、②事業計画の変更申請時期の柔軟化については、今年度からの新たな運用改善を含むものであり、概要は以下のとおり。
- 今後の事業進捗に応じて、事業見直しを図る上で、これらの柔軟化を適切にご活用いただきたい。

<変更申請の整理(下線部分が今年度からの新たな運用改善)>

対象		種別	変更後の 事業着手時期
増額を伴うもの(後年度への繰延によるものも含む)、 KPI等事業目的を変更するもの等		通常の変更	4月、8月 (新規募集と同時期)
交付決定額 の範囲内	要素事業間の2割以内の流用等(要素 事業の追加や内容変更は不可)	軽微変更 ※報告のみ	随時
	<u>事業の趣旨・目的が変わらないもの(減 額は総事業費の2割以内)※詳細次頁</u>	<u>随時変更</u>	<u>6月、10月、12月</u>

随時変更の対象となる事例について

■例1(地方創生推進交付金)

市内学校卒業者就職率の向上や、大学卒業者及び子育て世代の転入者増を目的とした地元回帰促進事業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大規模イベントでのPR事業実施が困難となったため、KPI達成に向け、実際に暮らして仕事を体験するプログラム実施に手法を変更。

■例2(地方創生推進交付金)

第1回申請時に、本来ハード経費に計上すべきであったスマート林業の実証に必要なドローン等がソフト事業に紛れて計上されていたものを、ハード経費に切り出すもの(ソフトとハード経費間の流用)。

■例3(地方創生拠点整備交付金)

施設のレイアウトを変更。また、指定管理者が用意する予定であった設備について、同社が新型コロナウイルスの影響による資金繰り悪化の影響で町が交付対象事業として計上(入札減等で相殺するため増額なし)。

随時変更の対象となる変更内容

事業の目的等に沿う実施計画の変更であって、以下に該当するもの。ただし、減額を伴う場合、総事業費の2割以内の減額に限る(認定地域再生計画の変更認定申請を要しないもの)。

- ①実施計画における経費内訳の各要素事業間の2割を超える流用(ソフト事業経費とハード事業経費間の流用を含む。)
- ②実施計画における経費内訳の要素事業の追加

<経費内訳の記載内容例(参考)>

交付金対象事業におけるソフト事業経費内訳	交付金対象事業におけるハード事業経費内訳
<p>要素事業：事業の性質や対象などを踏まえ、適切に設定</p> <p>1. 観光PR事業 ●●千円 (構成される契約の合算)</p> <p>(1) ●●物産店出店費用 ●●千円</p> <p>(2) HP制作費 ●●千円</p> <p>(3) 海外のインフルエンサー招聘(旅費) ●●千円</p> <p>※必要に応じて補足説明を記載する。</p> <p>2. 観光有識者協議会運営事業 ●●千円</p> <p>(1) 観光に関する有識者招聘費用(旅費) ●●千円</p> <p>(2) 協議会開催会場借り上げ費用 ●●千円</p> <p>3. 地元品を利用した新商品開発事業 ●●千円</p> <p>(1) 新商品の開発に係る専門家の招聘費用 ●●千円</p> <p>(2) マーケティング調査委託費 ●●千円</p>	<p>4. 新商品開発支援事業 ●●千円</p> <p>(1) 新商品梱包機器の購入 ●●千円</p> <p>要素事業の内訳：地方公共団体による契約や経費の種別をベースに記載</p> <p>ハード事業経費の必要性(ソフト事業との関係性、KPI向上に資する理由等を具体的に記載)</p> <p>ハード事業がソフト事業とどのように連携し、KPIの向上に資するかの理由を記載</p>

○地方創生推進事務局では、令和2年度中に交付決定を行った事業に係る不用となる見通しの事業費について、随時変更、軽微変更に加え、例年、1月～3月の間において減額交付決定を行っているので、これらを適切に活用ください。

○この減額交付決定により確保される財源については、次年度に実施予定の地方創生推進交付金事業の財源の一部に充てるべく、内閣府において財政当局と調整の上、一括して繰り越すことを予定しております。

○一方、減額交付決定を受けることなく、実績報告において不用として計上された場合、次年度へ繰り越すことができません。

○各地方公共団体におかれては、上記減額の変更交付申請時期になりましたら、適切に変更申請をしていただくようお願いいたします。

○特に今年度は、新型コロナウイルスの影響により、当初の予定通りに事業が執行できない場合も多いと考えられることから、ご留意ください。

【参考】「地方創生推進交付金」と「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対比表

	地方創生推進交付金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
目的	しごと創生や地方への人の流れ等の観点から行う、地方公共団体の中長期的な取組を支援する。	新型コロナウイルス感染症への対応や、感染拡大の影響を受けた地域経済・住民生活を支援する。
位置づけ	地域再生法に基づく法定交付金 (平成28年度以降、当初予算として措置。)	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づく予算交付金 (令和2年度補正予算として措置。)
事業期間	最長5年間	原則令和2年度中
補助率等	1/2(交付上限は事業タイプ毎に、都道府県、中枢中核都市、市区町村別に設定)	10/10(人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき、団体毎の交付限度額を設定)
対象事業	地方版総合戦略に基づく自主的・主体的で先導的な事業であって、地域再生計画の認定を受けたもの。 (注)従来どおり、個人や個社への給付(例.休業補償、協力金、給付金等)は原則として支援の対象外となります。詳細は、4月21日付の地方創生推進交付金の事務連絡を参照ください。	国の緊急経済対策に対応する事業であって、地方公共団体が作成する実施計画に掲載されたもの。 (①国庫補助事業の地方負担分、②地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付金を交付) (注)国の令和2年度当初予算以前に計上された、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の地方負担分に充当することはできません。
募集期間	4月21日～6月10日	5月1日～5月20日(先行受付分) ～5月29日(最終受付分)
問合せ先	内閣府地方創生推進事務局交付金チーム ※各都道府県担当の連絡先(5月1日現在版)を参照ください。	内閣府地方創生推進室臨時交付金担当 E-Mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp ※別途通知されている、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事務連絡も参照ください。

(※)令和2年5月1日付事務連絡により、地方公共団体に周知済。

申請支援システム等の構築・提供について

- 「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における指摘
 - ①特に小規模町村には実施計画策定に当たり、マンパワーの課題がある
 - ②交付金の申請手続きについて、地域再生計画の認定手続きと合わせた簡素化を図るべきを踏まえ、新たなシステムにより、企画業務等を支援するとともに、申請に係る作業の合理化を図る。
- 具体的には
 - ①「先導的な実施計画をデータベース化した検索・閲覧システム（申請支援システム）」と
 - ②本交付金の申請に必要な地域再生計画の作成支援ツールを構築し、地方公共団体に提供する。

①申請支援システムの概要 （参考イメージは次頁）

- (1)閲覧できるデータ
 - ・ 交付金に係る実施計画 ※先駆タイプ
- (2)主な検索機能
 - ・ 行政区分／人口区分／事業分野／事業費
／地域（都道府県）／キーワード 等
- (3)公開範囲
 - ・ 内閣府（地方創生推進事務局）
／都道府県／市区町村

スケジュール

令和2年4月～運用開始

（令和2年度第2回募集以降、活用可能）

②地域再生計画の作成支援ツールの概要

実施計画(EXCEL)から地域再生計画(WORD)への転記を自動化するためのツール。

スケジュール

令和2年度第1回募集以降、募集回毎に配布

地方創生推進交付金申請支援システムについて

- 小規模町村等における地方創生推進交付金の実施計画の企画・立案作業を支援するため、本年4月から、「地方創生推進交付金申請支援システム」の運用を開始。
- 既採択事業のうち特に先導的な実施計画をデータベース化しており、分野やキーワード等による検索や閲覧が可能となっている。

1 事業分野から探す

- しごと創生
 - [1]農林水産品の輸出拡大等の農林水産分野
 - [2]観光振興(DMO)等の観光分野
 - [3]([1]、[2]を除く)ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上、新規事業化、対日投資促進等のローカルイノベーション分野
- 地方への人の流れ
 - [1]生涯活躍のまち分野
 - [2]移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野
- 働き方改革
 - [1]若者雇用対策
 - [2]ワークライフバランスの実現等
- まちづくり
 - [1]小さな拠点分野
 - [2]([1]を除く)コンパクトシティ、まちの賑わいの創出、連携中核都市等のまちづくり分野

キーワードから探す

半角スペース区切り 複数ワード入力可

- いずれかのキーワードを含む

検索

この他にも、詳細検索として以下項目も指定可能
➤ 行政区分／自治体名／総事業費／採択年度 等

2

選定された実施計画が一覧表で表示され、見たい実施計画を選択

3

実施計画（PDF形式）を出力し、閲覧

地方創生推進交付金の執行に関する指摘等について

移住相談会等における委託業務の適切な執行について

- 令和元年12月16日に「地方自治体が開催する移住相談会で、一部の参加者に現金が支払われていた」との報道あり。
- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び内閣府地方創生推進事務局において、「移住相談会等における委託業務の適切な執行について」の事務連絡を地方公共団体に発出。

移住相談会等における委託業務の適切な執行について(抜粋)

令和元年12月17日事務連絡

1. 移住相談会等の開催に当たっての留意事項

移住相談会等の開催に当たっては、単に集客数等を確保するための動員を防ぐ観点から、移住・定住の促進等の目的に照らして効果が上がるものとなるよう留意。

2. 移住相談会等に係る外部委託契約についての留意事項

移住相談会等を外部委託によって開催する場合には、移住に関心のない者に対して金銭等を支給して集客を行うことを認めない旨の条項を設けるなど、適切な契約内容により行うよう留意。

3. 国への報告

地方創生推進交付金を活用して外部委託により移住相談会等を開催し、集客等の業務を行っていた場合において、契約違反と認められる事案が確認され、かつ、実施計画の内容が実施されてないことが明らかになったときは、国へ報告いただくこと。

參考資料

地方創生推進交付金の活用状況

■ 地方創生推進交付金は、都道府県においては全47団体が、市区町村においては1,741団体のうち1,547団体(88.9%)が活用し、2,710億円分の事業が採択されている。

(全市区町村が活用している都道府県は、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県(25府県))

※平成28年度から令和2年度第1回までの実績

地方創生推進交付金の活用状況

都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合
北海道	147	179	82.1%
青森県	39	40	97.5%
岩手県	33	33	100.0%
宮城県	35	35	100.0%
秋田県	25	25	100.0%
山形県	35	35	100.0%
福島県	54	59	91.5%
茨城県	43	44	97.7%
栃木県	25	25	100.0%
群馬県	35	35	100.0%
埼玉県	38	63	60.3%
千葉県	41	54	75.9%
東京都	28	62	45.2%
神奈川県	25	33	75.8%
新潟県	28	30	93.3%
富山県	15	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%
福井県	17	17	100.0%
山梨県	26	27	96.3%
長野県	71	77	92.2%
岐阜県	42	42	100.0%
静岡県	35	35	100.0%
愛知県	53	54	98.1%
三重県	27	29	93.1%

都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合
滋賀県	17	19	89.5%
京都府	26	26	100.0%
大阪府	32	43	74.4%
兵庫県	40	41	97.6%
奈良県	39	39	100.0%
和歌山県	30	30	100.0%
鳥取県	19	19	100.0%
島根県	19	19	100.0%
岡山県	27	27	100.0%
広島県	16	23	69.6%
山口県	19	19	100.0%
徳島県	24	24	100.0%
香川県	16	17	94.1%
愛媛県	20	20	100.0%
高知県	34	34	100.0%
福岡県	53	60	88.3%
佐賀県	19	20	95.0%
長崎県	21	21	100.0%
熊本県	45	45	100.0%
大分県	18	18	100.0%
宮崎県	26	26	100.0%
鹿児島県	41	43	95.3%
沖縄県	10	41	24.4%
合計	1,547	1,741	88.9%

地方創生拠点整備交付金の活用状況

■ 地方創生拠点整備交付金は、都道府県においては47団体のうち44団体(93.6%)が、市区町村においては1,741団体のうち767団体(44.1%)が活用し、1,395億円分の事業が採択されている。

※都道府県においては千葉県、東京都、沖縄県が未活用

※令和2年度当初第1回及び平成28年度補正から令和元年度補正第1回までの実績

地方創生拠点整備交付金の活用状況

都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合
北海道	68	179	38.0%
青森県	13	40	32.5%
岩手県	17	33	51.5%
宮城県	12	35	34.3%
秋田県	11	25	44.0%
山形県	18	35	51.4%
福島県	35	59	59.3%
茨城県	19	44	43.2%
栃木県	17	25	68.0%
群馬県	11	35	31.4%
埼玉県	24	63	38.1%
千葉県	21	54	38.9%
東京都	2	62	3.2%
神奈川県	11	33	33.3%
新潟県	18	30	60.0%
富山県	11	15	73.3%
石川県	6	19	31.6%
福井県	13	17	76.5%
山梨県	12	27	44.4%
長野県	55	77	71.4%
岐阜県	23	42	54.8%
静岡県	10	35	28.6%
愛知県	17	54	31.5%
三重県	11	29	37.9%

都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合
滋賀県	11	19	57.9%
京都府	17	26	65.4%
大阪府	13	43	30.2%
兵庫県	23	41	56.1%
奈良県	16	39	41.0%
和歌山県	17	30	56.7%
鳥取県	9	19	47.4%
島根県	6	19	31.6%
岡山県	17	27	63.0%
広島県	12	23	52.2%
山口県	9	19	47.4%
徳島県	12	24	50.0%
香川県	10	17	58.8%
愛媛県	10	20	50.0%
高知県	15	34	44.1%
福岡県	30	60	50.0%
佐賀県	8	20	40.0%
長崎県	8	21	38.1%
熊本県	38	45	84.4%
大分県	12	18	66.7%
宮崎県	11	26	42.3%
鹿児島県	8	43	18.6%
沖縄県	0	41	0.0%
合計	767	1,741	44.1%

地方創生関係交付金の効果検証の概要

1. 趣旨

地方創生に向けた先導的な事業における効果的な事業評価及び課題分析の手法をとりまとめ、地方創生関連交付金の活用事例の横展開、地方公共団体における新規事業の設計・立案、有益な効果検証につなげていくことを目的として、平成29年度より地方創生関係交付金にかかる効果検証事業を実施している。

2. 効果検証の手法

1) 有識者による検討委員会の設置

地方創生に関する外部有識者からなる検討委員会を設置・開催し、その監修のもとで実施している

◇検討委員(敬称略・50音順)

赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
阿部 正浩	中央大学経済学部教授(平成30年度～)
石堂 正信	公益財団法人交通協力会常務理事
坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
関司 直也	法政大学現代福祉学部教授
福井 隆	東京農工大学大学院客員教授
(座長)松原 宏	東京大学大学院総合文化研究科教授
見並 陽一	株式会社びゅうトラベルサービス顧問

2) 地方公共団体の事業実施報告による調査分析

各地方公共団体あてに調査票による悉皆調査を実施し結果を分析

- ①KPIの実績に関する分析
- ②交付金全体の効果分析

3) 好事例等に関する事例研究

2)の調査結果を元に一部団体に詳細な調査を実施

- ①詳細調査
- ②フィールド調査

3. 効果検証の対象

	平成29年度効果検証	平成30年度効果検証	令和元年度効果検証
地方創生推進交付金	1, 584事業	2, 823事業	3, 399事業
地方創生拠点整備交付金	—	1, 133事業	1, 364事業

※平成29年度は左記の他、地方創生加速化交付金の効果検証も実施

4. 平成29年度の効果検証結果

1) 事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果

・地方創生推進交付金の分析結果 ※対象:平成28年度実施事業

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は約8割。

事業費(約419億円)に対する経済波及効果は約1.6倍(直接効果約405億円、間接1次波及効果約280億円)。

2) 事業成果

・「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」としてとりまとめ、公表

5. 平成30年度の効果検証結果

1) 事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果

・地方創生推進交付金の分析結果 ※対象:平成29年度実施事業

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は約8割。

事業費(約928億円)に対する経済波及効果は約1.6倍。
(直接効果約892億円、間接1次波及効果約631億円)

・地方創生拠点整備交付金の分析結果 ※対象:平成29年度実施事業

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は約5割。

事業費(約1,300億円)に対する経済波及効果は約1.9倍。
(直接効果約1,290億円、間接1次波及効果約1,160億円)

2) 事業成果

・平成29年度の事業成果に加えて、事業実施報告における自らの回答と全団体の回答とを比較分析したレポートを作成し、各団体に送付

6. 令和元年度の効果検証結果

1) 事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果

・地方創生推進交付金の分析結果 ※対象:平成30年度実施事業

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は約8割。

事業費(約1,110億円)に対する経済波及効果は約1.6倍。
(直接効果約1,069億円、間接1次波及効果約760億円)

・地方創生拠点整備交付金の分析結果 ※対象:平成29年度及び平成30年度実施事業

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は約6割。

事業費(約1,759億円)に対する経済波及効果は約1.9倍。
(直接効果約1,745億円、間接1次波及効果約1,559億円)

2) 事業成果

・平成30年度の事業成果に加えて、「地方創生事業実施のためのガイドライン」概要版を作成し、公表